

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号

袖ヶ浦市景観計画区域内行為の完了（中止）届出書

景観法第 16 条第 1 項の規定により届け出た行為を完了（中止）したので、袖ヶ浦市景観条例第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日		年 月 日	受付番号	第 号
区 域 区 分		☐ 一般地区 ☐ 里山エリア ☐ 畑地・集落エリア ☐ 田園・集落エリア ☐ 市街地エリア ☐ 工業地エリア		
		☐ 景観形成推進地区 ☐ 袖ヶ浦駅海側地区 ☐ 袖ヶ浦フライトデラス地区(坂戸市場地区)		
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
	開発行為	☐		
行為の場所		袖ヶ浦市		
完了又は中止の年月日		年 月 日		
中止の理由				

- 備考 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 行為完了の届出の場合は、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することができるものに限る。）を添付してください。